

**建築物エネルギー消費適合性判定および軽微変更該当証明申請手数料(令和3年4月1日現在)**

省エネ適判計画申請

単位(円)

	工場等以外の用途		工場等のみ
	モデル建物法	標準入力法	モデル建物法・標準入力法
300㎡以上1,000㎡未満	110,700	284,400	16,700
1,000㎡以上2,000㎡未満	145,700	367,100	27,100
2,000㎡以上5,000㎡未満	235,700	523,700	80,400
5,000㎡以上10,000㎡未満	309,000	646,000	128,000
10,000㎡以上25,000㎡未満	371,000	763,000	161,000
25,000㎡以上	435,000	871,000	201,000

省エネ適判計画申請(計画変更時)

単位(円)

	工場等以外の用途		工場等のみ
	モデル建物法	標準入力法	モデル建物法・標準入力法
300㎡以上1,000㎡未満	77,600	199,200	11,800
1,000㎡以上2,000㎡未満	102,100	257,100	19,100
2,000㎡以上5,000㎡未満	165,100	366,700	56,400
5,000㎡以上10,000㎡未満	216,000	453,000	90,000
10,000㎡以上25,000㎡未満	260,000	535,000	113,000
25,000㎡以上	305,000	610,000	141,000

軽微変更該当証明

単位(円)

	工場等以外の用途		工場等のみ
	モデル建物法	標準入力法	モデル建物法・標準入力法
300㎡以上1,000㎡未満	77,600	199,200	11,800
1,000㎡以上2,000㎡未満	102,100	257,100	19,100
2,000㎡以上5,000㎡未満	165,100	366,700	56,400
5,000㎡以上10,000㎡未満	216,000	453,000	90,000
10,000㎡以上25,000㎡未満	260,000	535,000	113,000
25,000㎡以上	305,000	610,000	141,000

備考(概要)

- ・複合建築物(住宅部分と非住宅部分を含む建築物をいう)の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合に、非住宅部分として取り扱います。
- ・内部に間仕切り壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅の床面積の合計により算出した額とします。(適合性判定の要・不要については開口部面積を除いた部分の面積での判断となります。)
- ・非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の適合性判定手数料等の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅の場合により算出した額とします。
- ・特定建築行為に該当する増築もしくは改築又は特定建築物以外の建築物の増築の場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築及び改築に係る又は改築に係る部分の床面積に応じて算出した額とします。
- ・法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物(同項に規定する他の建築物をいう。)について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額(計画変更含む。)は、工場等のみの区分における床面積に応じて算出した額とします。

- ・建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。)第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。)による場合とみなして算出した額とします。